



「佐渡島の金山」の保全に係る
遺産影響評価の指針

令和7（2025）年11月

「佐渡島の金山」世界遺産会議

1 策定の趣旨

世界遺産とは、人類全体にとって将来の世代に受け継ぐべき共通した重要性を持つ傑出した文化的・自然的な意義や価値を有する資産である。世界遺産に登録された資産は国際社会に対してその保護と保全を公約したものである以上、各種開発事業などを行う際には世界遺産の価値に影響が及ぶ可能性の評価を慎重かつ客観的に行う必要がある。

遺産影響評価 (Heritage Impact Assessment : HIA) とは、計画されている開発事業などが世界遺産の価値に影響を与える可能性の有無を事前に把握し、負の影響が想定される場合には回避又は最小化する解決策を得るために分析・評価する作業で、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) (以下、「ユネスコ」という。) の世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載された資産の範囲や緩衝地帯及びその周辺で開発行為等が計画された際に実施を求めている。世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (世界遺産条約) の第4条では、「文化遺産および自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備しおよび将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課された義務である」とされ、締約国は顕著な普遍的価値に悪影響を及ぼす可能性があるいかなる行為に対しても、できうる限り対処する必要があるとされる。また、「世界遺産条約履行のための作業指針」(以下、「作業指針」という。) の第118段落の補足に「締約国は、環境影響評価、遺産影響評価及び/または戦略的環境評価が、世界遺産の資産内またはその周辺で計画されている開発事業・活動の前提条件として実施されることを保証しなければならない。」と規定されている。

遺産影響評価(HIA)の基本的な考え方は、ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関である国際記念物遺跡会議(以下、「イコモス」)が2011年に「世界文化遺産のための遺産影響評価ガイダンス」をまとめ、評価の実施の基本原則を示し、遺産影響評価報告書に含むべき要素を詳述している。文化庁でも2019年に「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」(以下、「文化庁指針」)を作成・公開している。2022年にはユネスコ、文化財保存修復研究国際センター (ICCROM)、国際自然保護連合 (IUCN)、イコモスが「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット」(以下、「ユネスコ等のガイダンス・ツールキット」)により、遺産影響評価を実施するにあたっての枠組みを示した。新潟県と佐渡市では、「佐渡島の金山」の保存管理の方針をまとめた『佐渡島の金山包括的保存管理計画』(以下、「包括的保存管理計画」という。)で遺産影響評価の基本的な考え方を示している。

これらの指針は、「佐渡島の金山」に関わるすべての関係者と顕著な普遍的価値を共有するとともに、ユネスコ等のガイダンス・ツールキット及び文化庁指針を参考としながら、「佐渡島の金山」を持続的に保存・保全するための遺産影響評価の方針や手順、方法等を示すものである¹。

2 「佐渡島の金山」の価値

(1) 「佐渡島の金山」の概要

- ・所在国・所在地域：日本国新潟県佐渡市
- ・資産の正式名称：Sado Island Gold Mines
- ・資産及び緩衝地帯の範囲：資産及び緩衝地帯範囲は図1～3参照
- ・資産及び緩衝地帯の総面積：

資産総面積	750.9ha
緩衝地帯総面積	1,527.1ha
合計	2,278.0ha
- ・世界遺産一覧表への記載日：2024 (令和6) 年7月27日

¹ 我が国では遺産影響評価の実施に係る法制度はないため、事業者の理解と協力の範囲内で遺産影響評価が行われる。

・構成資産一覧

ID	構成資産名称	エリア	中心座標	
			緯度	経度
001	西三川砂金山	西三川エリア	N37° 54' 35"	E138° 19' 31"
002	相川鶴子金銀山—相川エリア	相川鶴子エリア	N38° 02' 27"	E138° 15' 28"
003	相川鶴子金銀山—鶴子エリア		N38° 01' 34"	E138° 15' 57"

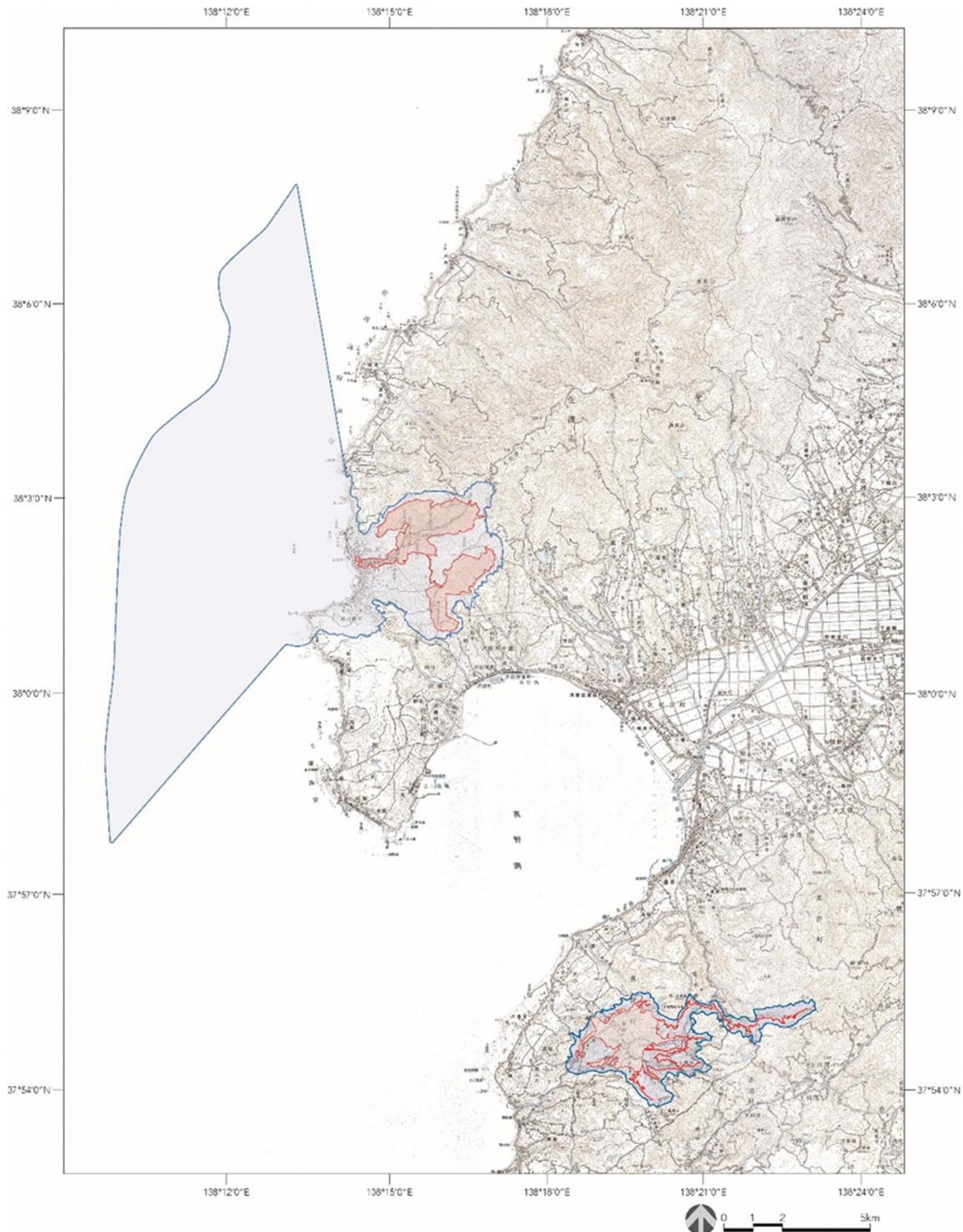


図1 資産と緩衝地帯範囲

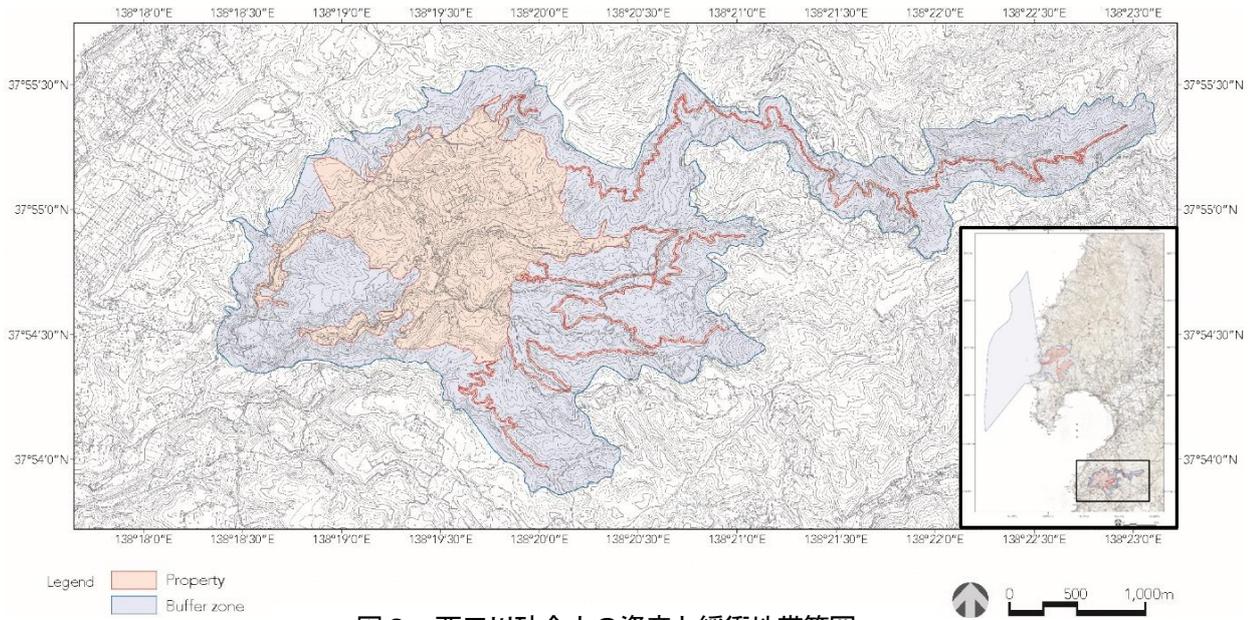


図2 西三川砂金山の資産と緩衝地帯範囲

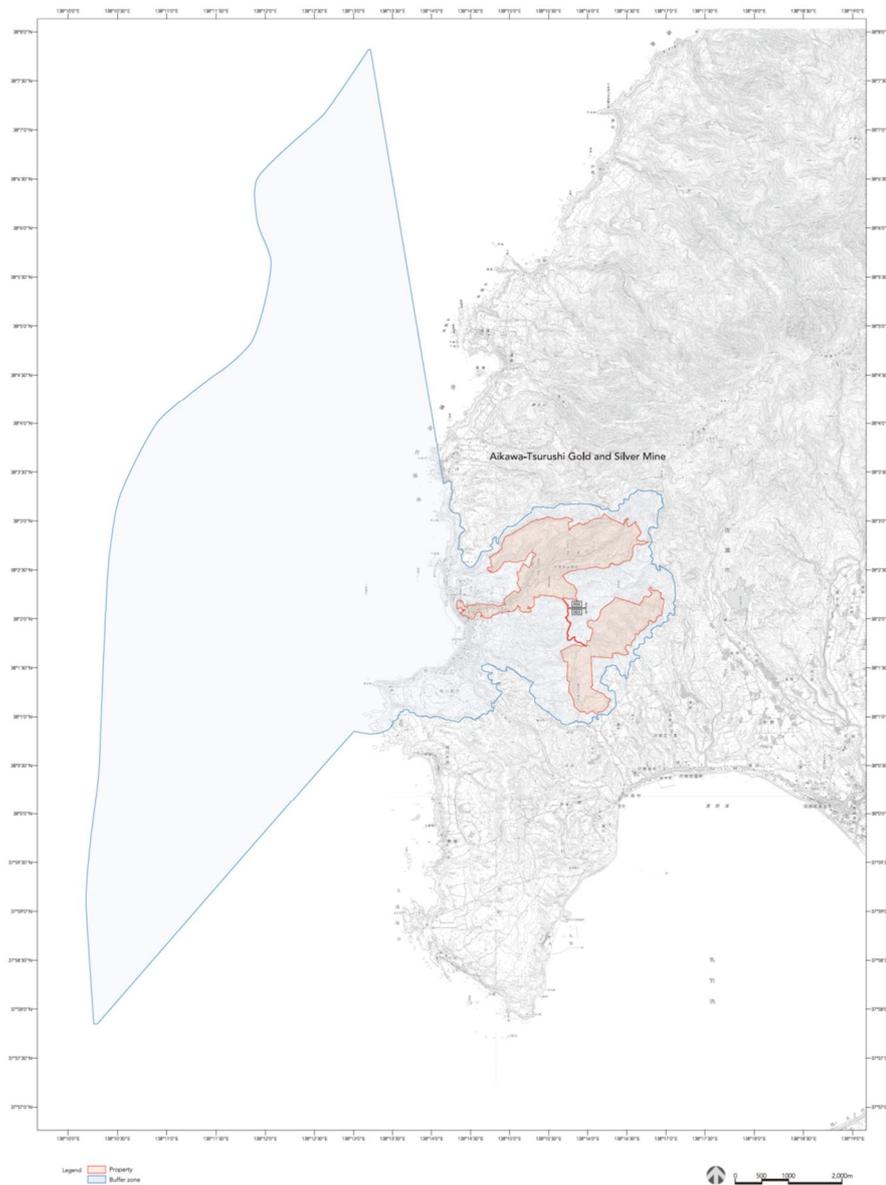


図3 相川鶴子金銀山の緩衝地帯範囲

(2) 顕著な普遍的価値

世界遺産としての顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value: OUV)とは「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値」(作業指針49段落)と定義されている。

第46回世界遺産委員会で決議された「佐渡島の金山」の顕著な普遍的価値の言明は、暫定文書で採択(46COM 8B.18)された。ユネスコ世界遺産センターとの協議・調整により、以下の通り修正され、第47回世界遺産委員会において正式文書として決議(47COM 8B.53)された(以下、新潟県仮訳)。

総合的所見

佐渡島の金山は、新潟県の沿岸から西に約35キロメートル離れた佐渡島にある連続する資産である。この資産は、江戸時代(1603-1868)に実施された手工業による異なる採掘方法を示す西三川砂金山と相川鶴子金銀山の二つの主要な鉱山地域を中心に三つの構成資産から成る。一つ目のまとまりには、砂金採掘に使用された広大な採掘地域と砂金採取に使用された水路が含まれている。二つ目のまとまりには、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短く途切れている区間で接続された二つの構成資産が含まれている。二つ目のまとまりである二つの構成資産には、鶴子銀山と相川金銀山という異なる二つの採掘地域が含まれている。後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれる。採掘活動や社会・労働組織を反映する有形の属性のほとんどが、地上・地下の考古学的要素および景観的特徴として保存されている。

「佐渡島の金山」は、他の地域において鉱業における機械化が広がっていた時代に、伝統的手工業による採掘と選鉱・製錬技術の継続と完成を示す、他に類を見ない鉱山群と景観から成り立っている。

評価基準(iv)

佐渡島の金山は、世界の他の地域において採掘等の機械化が徐々に進んだ時代に、高度な手工業による採掘と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例である。徳川幕府が佐渡で導入した管理運営体制と社会・労働組織により、17世紀には世界水準の高品質の金を大量に採掘・加工することが可能になった。これは採掘域と集落構造に反映されている。佐渡島で見つかった鉱床の特徴に基づき、幕府は鉱石の採掘と選鉱・製錬に最も適した生産組織と方法を適用し、統合した。運営の効率を高めるために、集落および採掘や選鉱・製錬機能が同じ地域、あるいは近接して共存し、その役割を果たしていた。

完全性

佐渡島の金山は、徳川幕府時代に佐渡島で適用された金生産プロセス、例えば、異なる鉱床の種類に適合した採掘方法、一連の生産工程、管理された集落システムの変遷などを反映した最も重要なエリアで構成されている。この連続する資産は、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の二つのエリアで構成されており、資産のOUVの属性を完全に表すのに十分な規模である。資産内の地上・地下の両方には、かなりの数の人為的に改変された地形や鉱山、採掘作業のインフラ、選鉱・精錬の遺跡、関連する集落の考古学的遺跡などが残っている。

構成資産は、過去の採掘及び集落地域として重要な特徴を今もなお保持しており、破壊されたり、大幅に変更されたりしていない。資産内の採掘および集落跡といった遺跡は、全体が適切な法的枠組みに基づいて所有者または管理機関によって適正に保存および管理されている。

真実性

佐渡島の金山では、主な活動場所、採掘活動、居住や生産といった目的に合わせた土地の配置や変更、坑道や水路、導水路、平坦地、柱穴、地形などの採掘関連作業および鉱石加工や管理機能の物理的痕跡により、これらの遺跡で行われた過去の機能や用途が明らかになっている。集落地域は、建築構造や空間の使用方法が変化したにもかかわらず、元の配置を維持している。一連の資産の真正性と機能の理解のための主な情報源は、古来の文書記録、特に図面や絵図である。これらの文書は、資産に残っている遺物を理解し、解釈する上で不可欠である。

保護と管理の要件

すべての構成資産は、国の文化財保護法に基づき、重要文化的景観または史跡に指定または選定されている。重要文化的景観の選定は、笹川や相川上町などの居住地域に関するもので、史跡の指定は鉱山地域を対象としている。保護は、自然または人工的な地形にも及ぶ。両者における活動は、文化庁によって規制されており、国レベルで機能している。佐渡市は、保護された景観内で介入があった場合に支援するためのガイドラインを示している。顕著な普遍的価値の属性に悪影響を及ぼす可能性のある事業計画については、実施主体が遺産影響評価を実施しなければならない。

西三川エリアの緩衝地帯は、重要文化的景観として文化財保護法の下で保護されている。相川鶴子銀山の構成資産における緩衝地帯は、緩衝地帯の西側沖合地域を含め、景観法によって景観特別区域として保護されている。相川の西側にある陸上の緩衝地帯のかなりの部分も重要文化的景観に選定されており、文化財保護法によって保護されている。これは沖合地域にまで及んでいる。

遺産の管理体制は、国、県、地方自治体レベルでの連携と調整を図るための手順と規約を確立している。法的・制度的枠組みは、透明性が確保された階層構造と権限・決定を持つことにより、三つのエリアすべての保護を保証している。地域社会の関与は、国レベルからその下のレベルへと、社会的プロセスとアプローチにおいて、保証されている。佐渡市の行政組織は、博物館や観光業など他の部門にまたがる計画により、保全活動を相互に補うことを可能にしている。また、商業団体および民間団体を含む利害関係者との連携も可能にしている。世界遺産に関する意思決定を行う合議体として世界遺産会議が設置される予定である。会議は新潟県が運営し、会議での決定事項の実施は、新潟県および佐渡市の世界遺産担当部局が責任を負う。

包括的保存管理計画は、方針、手順、具体的な対策、管理運営体制を明確にするための包括的な文書として機能する。この計画は、各構成資産（西三川、鶴子、相川）の既存の保全管理計画によって裏付けられている。資産の顕著な普遍的価値とその歴史的発展を理解し、明確かつ包括的に伝えるには、適切な説明戦略が不可欠である。

政府と民間の両方、および地元住民など複数の土地所有者が資産全域に存在することを考慮し、包括的保存管理計画は意思決定プロセスや遺産影響評価などの活動の運営に関するフローチャートを通じて、方針を示している。これには、政府の各レベルの責任など、さまざまな利害関係者の役割を規定する節が盛り込まれている。(株) ゴールデン佐渡のような一部の主要な利害関係者に関しては、管理、一般公開、利用などの面を含め、適切な合意形成を行うことが示されている。

追加的勧告

- a) 「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯全域を重要文化的景観に選定し、保護措置を強化すること。
- b) 事業規模ではなく、提案されている顕著な普遍的価値に対する潜在的影響に基づいた遺産影響評価の仕組みを、景観計画に組み込むこと。
- c) 将来にわたって考古学的調査が一貫した学術的見地から行われるよう、長期的な調査戦略を構築すること。
- d) 地下遺構への影響が最小限となるよう、森林管理のガイドラインを策定すること。
- e) 鉱業採掘が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略を策定し、施設・設備等を整えること。
- f) 収容力調査の実施及び来訪者管理戦略の策定を行い、観光客の増加が推薦資産に負の影響を与えないようにすること。
- g) 包括的保存管理計画より前から運用されていた計画を見直し、それぞれの内容が、提案されている顕著な普遍的価値の長期的な保全と一貫しているか確認すること。
- h) かつて採掘が行われたことが明らかになった区域について、将来、国の史跡として指定することを配慮すること。

3 法令に基づく資産の保存管理

(1) 顕著な普遍的価値を構成するアトリビュートの特定

佐渡島の金山のOUVを次世代に継承するためには、その属性を構成するアトリビュート（保護対象となる物証）を特定し、それらを確実に保護する必要がある。構成資産は文化財保護法に基づく史跡及び重要文化的景観に指定・選定されており、アトリビュートは人為的に形成された地形及び景観の特徴、考古遺跡の地上遺構（遺跡の範囲内に含まれる歴史的建造物や構造物などを含む）・地下に埋蔵される遺構・遺物、発掘調査による出土品、鉱山町・集落の鉱山町・集落のレイアウト（街路や地割など）などがある。

表1 顕著な普遍的価値(OUV)のアトリビュートと具体的な要素

評価基準	アトリビュート	アトリビュート 細目	法的保護	属性を構成する具体的な要素（保存管理の対象）
(iv)	属性1 手工業による採鉱技術	・人為的に形成された地形、景観の特徴 ・砂金採掘（大流し）の遺跡（水路跡、配水路跡、砂金鉱床跡） ・鉱脈鉱床における採掘の遺跡（・排水坑道と採掘坑道）	・文化財保護法（史跡） ・文化財保護法（重要文化的景観）	・採掘関連の遺構及び地形 ・地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・発掘調査による出土品
	属性2 選鉱・製錬技術	・選鉱・製錬・精錬の遺跡 ・佐渡奉行所跡の鉱業に関する考古学的痕跡	・文化財保護法（史跡）	・遺構（範囲内に含まれる歴史的建造物・構造物を含む）及び地形 ・地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・発掘調査による出土品
	属性3 徳川幕府が導入した管理システム	・集落のレイアウト ・造成された平坦地 ・管理施設跡 （・佐渡奉行所跡の鉱業に関する考古学的痕跡）	・文化財保護法（史跡） ・文化財保護法（重要文化的景観）	・造成された平坦地、石垣、石積などの遺構（範囲内に含まれる歴史的建造物・構造物も含む）及び地形 ・地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・発掘調査による出土品 ・鉱山町・鉱山集落の土地利用形態（街路や地割など）と建物

(2) 顕著な普遍的価値(OUV)の保存管理方針と方法

OUVを構成するアトリビュートを確実に保存するため『包括的保存管理計画』を定めるとともに、史跡指定範囲については『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書』、重要文化的景観の選定範囲内については『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観 文化的景観保存計画』、『佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画』をそれぞれ定めている。これらの諸計画で示す保存管理の方針を踏まえて保存管理の対象属性を構成する具体的な要素ごとの保存管理の方針及び方法を以下に示した。

表2 顕著な普遍的価値を構成するアトリビュートの保存管理の方針・方法

顕著な普遍的価値を構成する要素の保存管理の方針・方法

保存管理の対象	保存管理の方針	保存管理の方法
地上遺構（範囲内に含まれる歴史的建造物・構造物を含む）・地下に埋蔵されている遺構・遺物	・現状保存を基本とし、各地区・要素の特性に応じて厳密な保存管理を行う。	・定期点検（モニタリング）による状況把握と遺構の現状維持のための樹林などの植生管理を行う。
集落のレイアウト：鉱山町及び鉱山集落の土地利用形態（街路や地割など）と建物	・文化的景観として良好な状態を維持する。	・建築物及び工作物の新築等による景観阻害を規制し、構成資産周辺の景観を良好に維持する。 ・土地の形質変更、木竹の伐採等について、構成資産との一体的な景観を損なわないよう抑制、制御する。
人為的に形成された地形、造成された平坦地：遺跡の立地する地形	・必要な措置を講じながら現状保存する。 ・資産と一体となった地形及び周辺環境を良好に維持する。	・必要に応じて適切な防災措置（斜面崩落防止・落石防止など）などを行いながら現状を維持する。 ・資産及びその周辺地域においては地形の現状維持に努め、建築物・工作物の設置・改修・除却・色彩変更、土地の形質の変更、木竹の伐採・植栽移植、鉱物の採掘・土石類の採取などを可能な限り抑制、制御する。
資産周辺の景観：景観の特徴	・資産と一体となった地形及び周辺環境を良好な状態で維持する。	・建築物・工作物の設置・改修・除却・色彩変更、土地の形質の変更、木竹の伐採・植栽移植、鉱物の採掘・土石類の採取などを可能な限り抑制、制御する。
資産の内外の眺望	同上	同上
発掘調査などによる出土品	・重要文化財の指定品も含め、適切に保存管理し、公開活用を進める。	・一元的に適切な保管管理を行うとともに、ビジターセンターやサテライト施設などでの公開活用を図る。

(3) 法令に基づく資産の保護

各構成資産の価値を構成するアトリビュートである考古遺跡、建築物などは、その全てを含む範囲が文化財保護法に基づき史跡・重要文化的景観に指定・選定され、適切に保護されている [表3]。

表3 文化財保護法による指定・選定

地域の名称	ID	保護の対象	保護の種別	文化財の名称 (指定・選定)
西三川砂金山	001	遺構 (範囲内に含まれる歴史的建造物・構造物を含む)・遺物	史跡	佐渡金銀山遺跡
		現 笹川集落の土地利用形態・採掘跡の地形、建物	重要文化的景観	佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観
相川鶴子金銀山	002・003	遺構 (範囲内に含まれる歴史的建造物・構造物を含む)・遺物	史跡	佐渡金銀山遺跡
	002	相川上町地区の土地利用形態、建物	重要文化的景観	佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

(4) 緩衝地帯の保全

緩衝地帯は資産の顕著な普遍的価値 (OUV) に負の影響が及ぶことを防ぎ、構成資産の周辺環境と良好な景観の形成・維持を図るため、以下の点を考慮して緩衝地帯範囲を設定した。

- 1) 眺望を保全する観点で構成資産から見える景観を含み、尾根や地形の転換点など自然地形を考慮。
- 2) 顕著な普遍的価値の背景となる地形及び植生などの周辺環境の保全を可能とし、点在する要素の一体性を確保。

緩衝地帯は、文化財保護法、景観法、森林法など法律及び条例や関連諸計画を適用し、建築物又は工作物の設置、土地の形質変更、木竹の伐採などの行為に規制を設けている (表4)。特に景観法に基づく佐渡市景観条例及び景観計画では緩衝地帯を特別区域に位置付け、一定規模を超える各種開発行為等を行う場合は、佐渡市への届出を要する。

(5) 資産に影響を与える要因

『包括的保存管理計画』では、資産に負荷・影響を与える要因として、開発 (都市基盤整備、鉱山活動、農業活動、林業活動、風力発電)、環境 (大気汚染、植物の繁茂)、自然災害 (強風・潮風、土砂災害、火災、雪害、地震・津波)、持続可能な利用 (個人住宅小規模な民間開発、来訪者) や訪問によるものなどに整理することができる。これらを適切かつ継続的な経過観察 (モニタリング) を実施している。

佐渡島の金山の OUV を示す諸要素は、そのほとんどが地下に埋蔵しているため、特に掘削を伴う行為は、資産の地上・地下遺構に負の影響を与える可能性が高く、遺産影響評価の詳細分析の対象となる場合があることに特に留意が必要である。

表4 資産及び緩衝地帯における法令・規則

法令・規則	規制範囲	許可/届出等	許可主体/届出先	規制の対象となる行為	罰則	資産への適用状況	
						西三川砂金山	相川鶴子金銀山
文化財保護法	史跡	-	-	・滅失、毀損又は喪失	懲役、禁錮又は罰金	●	●
		届出	国 (文化庁)	・滅失、毀損又は喪失	-		
	許可	国 (文化庁)	・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	罰金、過料			
	重要文化的景観	届出	国 (文化庁)	・滅失、毀損又は喪失 ・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為 ・不適切な管理	過料	●	●
景観法	佐渡市景観条例 景観特別区域	届出	佐渡市	・一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築・改築 ・外観の修繕などや色彩の変更 ・木竹植栽又は伐採 ・屋外における物の集積 ・土地の形質の変更 ・水面の埋め立て又は干拓 ・自動販売機の設置	懲役又は罰金、過料	●	●
屋外広告物法	佐渡市屋外広告物条例 禁止区域	許可	佐渡市	・広告物の表示 ・広告物を掲出する物件の設置	罰金	●	●
森林法	保安林	許可	国 (農林水産省)	・立木の伐採 ・土地の形質の変更	懲役又は罰金	○	○
	民有林	許可 届出	新潟県	・1haを超える開発行為 (林地開発許可) ・地域森林計画区域での立木の伐採	懲役又は罰金	○	○

凡例

- は基本的な法令・規則など
- は増補的な法令・規則など

4 遺産影響評価の実施

遺産影響評価の実施目的は「1 策定の趣旨」に示したとおりである。以下で、対象範囲、実施主体、遺産影響評価の報告書の内容について記述する。

(1) 遺産影響評価の対象範囲と留意事項

ア 資産範囲

遺産影響評価の対象となる主な行為であり、世界遺産委員会及び諮問機関（ICOMOS）における事前の審議の対象となる可能性もあるため、事業の基本方針から細部に至るまで OUV に対する影響について一貫した説明ができるよう整理しておくことが重要である。

イ 緩衝地帯範囲

OUV への負の影響としては、視覚的影響をはじめ、物理的影響が想定される。中でも視覚的な観点から永続的で不可逆的な悪影響が懸念される場合には問題になる場合が多い。

ウ 緩衝地帯の範囲外

近年の世界遺産委員会では、緩衝地帯外の事業が課題となり議論される場合がある。佐渡島の金山では一定の広さの緩衝地帯を設けているが、登録時には想定していない事業等による OUV への影響が審議の対象になる可能性もある。このような場合には、「イ 緩衝地帯範囲」と同様の分析手法を用いて対応する場合がある。

(2) 遺産影響評価の実施主体と遺産影響評価書（表 5・6、図 4）

(1) で示した範囲を対象に、全ての開発行為等を事務局である佐渡市観光文化スポーツ部世界遺産課とこれを補佐する新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産室（以下、「事務局」という）が把握し、「佐渡島の金山」世界文化遺産学術委員会（以下、学術委員会）等の有識者の助言や、文化庁からの指導・助言を得るなど、客観性・透明性の確保に努めた上で、表 5 の観点により OUV に与える影響を評価する（巻末様式 1～3）。事務局が表 5 のレベル 2 以上に該当すると判断した場合には、事業を計画している事業者に影響が緩和されるよう協議・調整を行う。緩和措置が講じられない場合は、事業者に遺産影響評価書の作成を求めるととする。

事業者等により作成された遺産影響評価書が、表 5 のレベル 3・4 と判断された場合、事務局と事業者により「詳細分析」を実施し（図 4）、レベル 2 以下のものは図 4 に示したとおり報告・通知を行う。一方で、レベル 3 以上のものについては、事業者に対して緩和策を求め、遺産影響評価書の再提出を要請する。この過程を経てもなお、レベル 2 以下にならない場合、「佐渡島の金山」世界遺産会議作業部会（以下、「作業部会」という。）による検討を経て、「佐渡島の金山」世界遺産会議で協議を行い、事業者に対して事業の中止を要請する。

【遺産影響評価書の項目】

- 1 要約／2 目次
- 3 世界遺産「佐渡島の金山」の概要
 - 1) 名称
 - 2) 世界遺産一覧表への記載日
 - 3) 構成資産一覧
 - 4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲
 - 5) 顕著な普遍的価値
 - 6) 関係法令等
- 4 評価の経緯／5 評価の方法、対象／6 評価実施主体
- 7 事業案などの概要
- 8 想定される資産への影響／9 緩和策の説明／10 まとめ（最終的な評価に関する記述）
- 11 参考文献／12 添付資料
 - ・構成資産及び緩衝地帯の範囲を示す図面
 - ・事業などに関する図面・資料
 - ・分析内容や緩和策に関する図面・資料など

表5 開発行為等による変更規模と資産価値に対する影響の相関関係

		変更/影響の規模と深刻度（HIAにおける観察・評価の指標）				
		レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
アトリビュート	変更なし/特になし OUV属性への影響がない	当該の現状変更行為により、人為的に形成された遺跡の地形、景観の特徴に対する物理的・視覚的な影響が皆無であり、現状が適切に維持されている。	当該の現状変更行為によって人為的に形成された遺跡の地形、景観の特徴に対してごく僅かな変更を生じさせるが、規模や範囲が限定的であり、資産周辺の景観に対する影響も少ない。	当該現状変更行為によって人為的に形成された遺跡の地形、景観の特徴に対してごく僅かな変更を生じさせるが、規模や範囲が限定的であり、資産周辺の景観に対する影響も少ない。	当該現状変更行為によって人為的に形成された遺跡の地形に対して物理的・視覚的な大幅な変更を生じさせ、資産周辺の景観に対する影響も大きい。	当該現状変更行為が大規模かつ広範囲に及び、人為的に形成された遺跡の地形などが大幅に改変され、価値を示す物証が物理的・視覚的に大きく損なわれる。
	・水路跡、配水路跡、砂金鉱跡（西三川砂金山の大流し砂金採掘跡） ・排水トンネルと採掘トンネル（相川鶴子金銀山の坑道掘り跡） ・採掘の考古学的遺跡（相川鶴子金銀山の露頭掘り跡、ひ追い掘り跡） ・運鉱・製錬の考古学的遺跡（佐渡奉行所跡の鉱業関連遺構、鶴子銀山代官屋敷跡・鶴子荒町遺跡の鉱業関連遺構、上相川地区の鉱業関連遺構） ・管理施設（金山役宅跡、鶴子銀山代官屋敷跡・佐渡奉行所跡） ・人為的に改変された地形 ・平坦地の造成（西三川砂金山・相川鶴子金銀山の集落跡） ・集落全体の景観（レイアウト）	【例】遺跡群全体の地形や資産周辺の景観が改変されることなく現状が維持されている。	【例】遺跡群全体の地形や資産周辺の景観において上の阻害として気づかれない程度の改変・変更。	【例】遺跡群全体の地形や資産周辺の景観において保全上の若干の阻害として気づかれない程度の改変・変更。	【例】遺跡群全体の地形や資産周辺の景観において保全上の何らかの阻害が生じる改変・変更。	【例】遺跡群全体の地形や資産周辺の景観が大規模に損壊、または保全状態に広範囲の不安定化を生じさせるような改変・変更。
	当該の現状変更行為による土地利用形態や建物に対する物理的・視覚的な影響が皆無であり、現状が適切に維持されている。	当該の現状変更行為により土地利用形態や建物に対してごく僅かな変更を生じさせるが、集落のレイアウトは現状からほとんど変更がない。	当該の現状変更行為により土地利用形態や建物に対してごく僅かな変更を生じさせるが、規模や範囲が限定的であり、集落のレイアウトに対する影響も少ない。	当該の現状変更行為により土地利用形態や建物に対してごく僅かな変更を生じさせるが、規模や範囲が限定的であり、集落のレイアウトに対する影響も大きい。	当該の現状変更行為により土地利用形態や建物に対して大幅な変更を生じさせる集落のレイアウトに対する影響も大きい。	当該の現状変更行為が大規模かつ広範囲に及び土地利用形態や建物が大規模に改変され、価値を示す物証が物理的・視覚的に大きく損なわれる。
	【例】土地利用形態や建物が改変されることなく現状が維持されている。	【例】土地利用形態や建物の安定的な維持において気づかれない程度の改変・変更。	【例】土地利用形態や建物の安定的な維持において若干の阻害が気にならない程度の改変・変更。	【例】土地利用形態や建物の安定的な維持において何らかの阻害が生じる改変・変更。	【例】土地利用形態や建物の安定的な維持において大きな阻害が生じる改変・変更。	【例】土地利用形態や建物の安定的な維持において大きな阻害が生じる改変・変更。
	当該の現状変更行為の範囲・位置・色彩などが資産への眺望、資産からの眺望において視覚的な阻害要因とならず、資産周辺の景観に改変がない。	当該の現状変更行為の範囲・位置・色彩などが資産への眺望、資産からの眺望において視認できるが、視覚的に阻害要因とならず、資産周辺の景観にほとんど改変がない。	当該の現状変更行為の範囲・位置・色彩などが資産からの眺望において視認でき、資産周辺の景観にも一部の変更を生じさせるが、全体的な景観には変化が少ない。	当該の現状変更行為の範囲・位置・色彩などが資産への眺望、資産からの眺望に視覚的に影響を与え、資産周辺の景観にも大きな変化が生じる。	当該の現状変更行為の範囲・位置・色彩などが資産への眺望、資産からの眺望に視覚的に多大な影響を与え、資産周辺の景観が大きく変化する。	当該の現状変更行為の範囲・位置・色彩などが資産への眺望、資産からの眺望に視覚的に多大な影響を与え、資産周辺の景観が大きく変化する。
	【例】資産への眺望、資産からの眺望が改変されることなく現状が維持されている。	【例】建築物・工作物の設置、土地利用形態や建物などが資産への眺望において阻害を生じさせるものとして気づかれない程度の改変・変更。	【例】建築物・工作物の設置、土地利用形態や建物などが資産への眺望において阻害を生じさせるものとして気づかれない程度の改変・変更。	【例】建築物・工作物の設置、土地利用形態や建物などが資産への眺望において阻害を生じさせるものとして気づかれない程度の改変・変更。	【例】建築物・工作物の設置、土地利用形態や建物などが資産への眺望において阻害を生じさせるものとして気づかれない程度の改変・変更。	【例】建築物・工作物の設置、土地利用形態や建物などが資産への眺望において阻害を生じさせるものとして気づかれない程度の改変・変更。

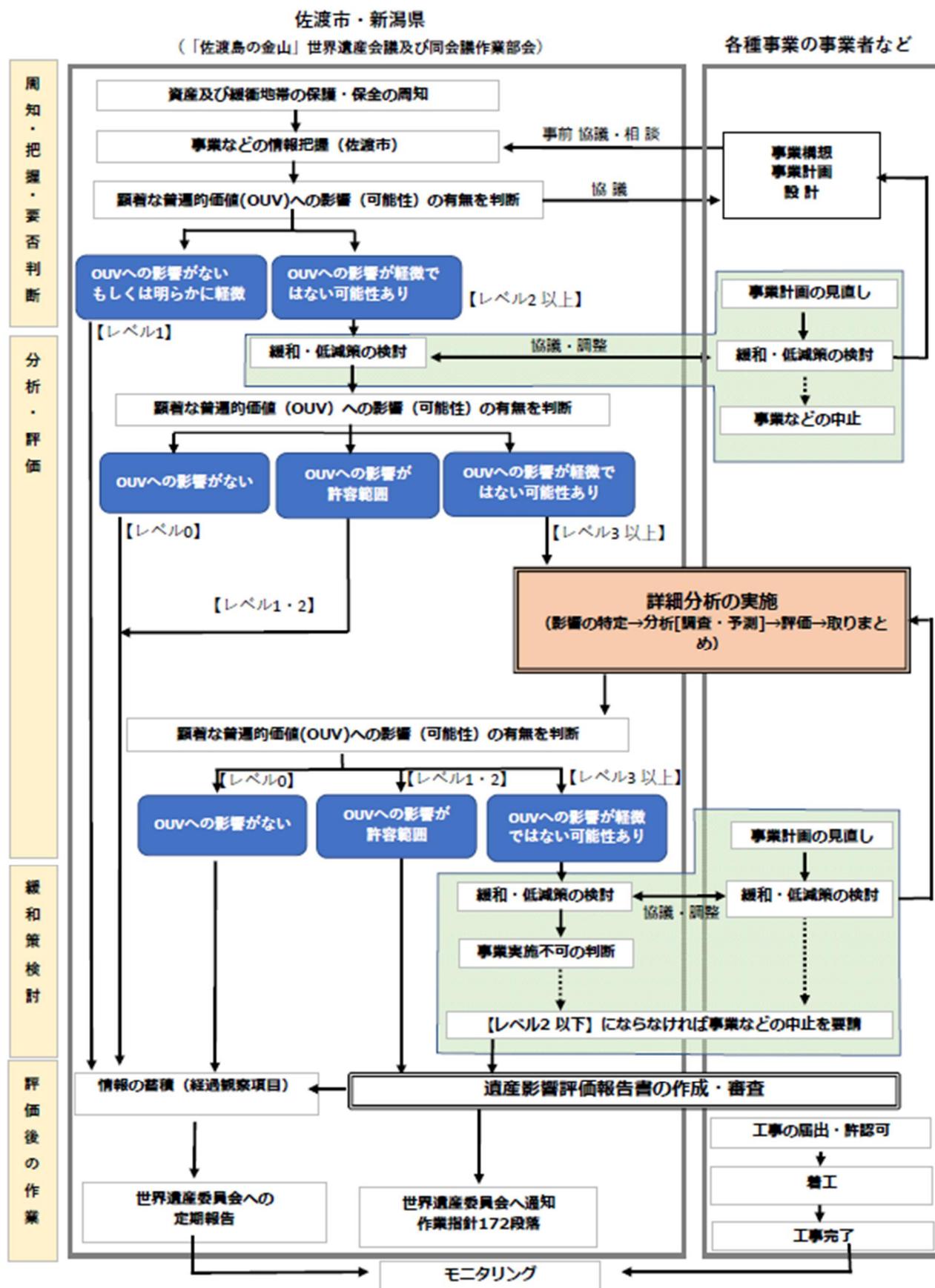


表6 保全する要素と詳細分析の対象となり得る開発行為一覧

アトリビュート	行為	道路改修 (拡張、付帯 施設の新設な ど)	建築物などの 新築、増築、 改築、除却、 色彩の変更な ど)	工作物の設 置、改修、除 却、色彩など の設置、改築	下水道など 埋設物設置	土地の掘削、 切、盛土等の 形質変更(農 地の改変や拡)	木竹の伐採 等、 植栽、移植	鉱物の採掘、 土石類の採取 (鉱業権に関 わる採掘活動)	屋外堆積物	振動	水面の埋め立 て干拓	保存管理及び 整備活用上必 要な施設等の 設置
		資産	地上遺構	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
地下遺構	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓
重要景観構成要素	✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓			✓
人為的に改変された地形、景観の特徴	✓		✓	✓		✓		✓	✓	✓		✓
集落のレイアウト(地割)、造成された平坦地	✓		✓	✓		✓		✓	✓			✓
緩衝地帯	構成資産と連続する土地、地形	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓		✓	✓
	構成資産の内外からみた眺望	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓		✓	✓

※「影響評価のためのガイダンス及びツールキット」ツール2を参照し、作成
※影響評価の際の評価対象を特定する際(スコーピング)においてそれぞれの項目をチェックする。

5 世界遺産委員会への報告

(1) 世界遺産委員会への報告の要否判断

資産の顕著な普遍低価値に影響する可能性のある大規模な事業などを実施する場合、若しくは許可しようとする場合は、できるだけ早い段階又は変更不可能な決定を行う前の段階において、締約国が世界遺産委員会に報告するよう要請されている(作業指針第172段落)。

遺産影響詳細分析評価報告書を世界遺産委員会に提出するか否かの判断は、顕著な普遍的価値への影響の程度が最も重要な観点となるほか、近隣で同じような開発行為等が更に発生することによって累積的な影響が及ぶ可能性や、登録時およびその後の保全状況審査等における世界遺産委員会での議論、国際記念物遺跡会議(ICOMOS)評価書及び世界遺産委員会決議との関連性等についても考慮する。その必要性の検討・判断にあたっては、学術委員会などから意見・助言を得るとともに、文化庁等とも十分な協議を行う。

ただし、第172段落に基づく報告は、顕著な普遍的価値への影響が見込まれる事業について予め締約国が提出するものであり、非常に重みのある報告書である点について留意が必要である。世界遺産委員会が当該事業の顕著な普遍的価値への影響が甚大であると判断した場合、影響の懸念が完全に払しょくされるまでかなりの時間と慎重な対応が求められることにも留意が必要である。

そのため、第172段落に基づく報告の提出に関する検討過程においては、学術委員会等の意見を踏まえつつ、事業者、事務局、文化庁と十分な協議・調整を行うものとする。

(2) 定期報告への記載

顕著な普遍的価値への影響がないもしくは軽微である等の理由により、作業指針第172段落に基づく報告を行う必要がないと判断した場合又は事業に係る手続きの初期段階で遺産影響評価書の作成が必要でないと判断した場合についても、必要に応じて概ね6年に1回のサイクルで実施される世界遺産委員会への定期報告の機会を捉えて、その概要を報告することとする。

(3) 報告しない場合の取扱い

定期報告に至らない事業についても継続的に記録及び情報の蓄積をしていくことによって、世界遺産の保全方法を状況の変化に応じて再検討していくための重要な基礎データとして活用することが可能となる。これらの記録・情報については、「佐渡島の金山 包括的保存管理計画」に基づき毎年実施する経過観察の年次報告書として取りまとめを行い関係者間で情報共有を図ることとする。

遺産影響評価 必要性判定チェックリスト (構成資産内)

年 月 日

事業名称	
構成資産	<input type="checkbox"/> 西三川砂金山 <input type="checkbox"/> 相川鶴子金銀山 <input type="checkbox"/> 相川金銀山 <input type="checkbox"/> 鶴子銀山
資産への正負の影響	<input type="checkbox"/> 直接的 <input type="checkbox"/> 間接的 <input type="checkbox"/> 累積的
関係するアトリビュート	
要素への影響の内容	
事業による景観上の影響	<input type="checkbox"/> 構成資産範囲内から見える <input type="checkbox"/> 構成資産範囲内から見えない
国内法への適合	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 ※文化財の保存・活用等に関わる行為
OUV への影響	<input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 僅かな影響 (レベル1) <input type="checkbox"/> 影響あり (レベル2)
判断理由	
特記事項	
意見	

チェックリスト（緩衝地帯及び緩衝地帯外）

年 月 日

事業名称	
構成資産	<input type="checkbox"/> 西三川砂金山 <input type="checkbox"/> 相川鶴子金銀山 <input type="checkbox"/> 相川金銀山 <input type="checkbox"/> 鶴子銀山
資産への正負の影響	<input type="checkbox"/> 直接的 <input type="checkbox"/> 間接的 <input type="checkbox"/> 累積的
関係するアトリビュート	
要素への影響の内容	
事業による景観上の影響	<input type="checkbox"/> 構成資産範囲内から見える <input type="checkbox"/> 構成資産範囲内から見えない
国内法への適合	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
OUV への影響	<input type="checkbox"/> 影響なし <input type="checkbox"/> 僅かな影響（レベル1） <input type="checkbox"/> 影響あり（レベル2）
判断理由	
特記事項	
意見	